

国民年金のお知らせ

年金事務にマイナンバーを活用します

日本年金機構ではこの度、基礎年金番号とマイナンバー（個人番号）を関連付けて年金事務を行うようになりました。

これにより、基礎年金番号の代わりにマイナンバーで諸手続きが可能となります。また、転入等の住民票の異動についても、届出を省略できるように対応します。

○マイナンバー導入でできること

1. 基礎年金番号とマイナンバーカードが連携します
年金手帳等、基礎年金番号のわかる書類がなくても、マイナンバーカードや通知カードで個人番号がわかれば、年金の相談や各種申請を行えます。
(電話での相談等についても、基礎年金番号の代わりに個人番号が使えます。)
2. 年金に係る届出書が省略されていきます
住所の変更（転入・転出等）や氏名の変更（婚姻等）があった場合、変更の届出が必要でしたが、住民基本台帳との連携により、届出の省略を開始します。
※基礎年金番号と個人番号の関連付けが完了してからになります。

個人番号の登録にご協力ください

役場又は年金事務所にて年金に係る届書（各種変更届、免除申請等）を提出する際は、個人番号の記入と本人確認書類の提示が必要になります。書類の提出が不要になる等、利便性が向上するためご協力をお願いいたします。

○本人確認書類として使えるもの（一例）

マイナンバーカード：個人番号の提示も同時にできます。

- 1 点で良いもの：免許証、旅券、障害者手帳、在留カード 等
 - 2 点必要なもの：保険証、学生証、年金関係の書類（年金手帳・年金証書・各種通知書）等
- ◎上記にあたる書類がない場合、又は個人番号が不明な場合は役場へご相談ください。

★次回の年金相談日のお知らせ★ 5月10日(木)

場所 福島町役場 **時間** 午前10時～12時・午後1時～3時

※函館年金事務所による年金相談は『予約制』のため、相談日の3日前までに相談したい内容を役場町民課年金係（☎47-4681）へ電話でお申し込み下さい。

問い合わせ先

町民課 年金係 ☎47-4681（直通）



知内診療所

知内町字重内31番地130
TEL: 01392-5-3509

医師：山内賢二（院長）

●整形外科・皮膚科・麻酔科・内科・外科

医師：山内 賢二（院長）

曜日	診療時間
月・火・水・木・金及び第1・3・5土曜日	8:30～12:00
月・火・水・木・金	14:00～17:30

●整形外科

医師：山根 繁（函館中央病院名誉院長）

曜日	診療時間
隔週水曜日	14:00～16:00（受付時間12:00～）

